

運用の遂行状況及び運用結果

1 運用の目標

【基本原則、運用の目的に基づき、運用の目標の達成に向けた運用の遂行が市場の状況を踏まえてなされているか】

(I-1~3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 林退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
2. 林退共資産の運用は、林業退職金共済制度(以下「林退共制度」という。)を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
3. 上記1、2に基づき、中退法施行令第10条に定める退職金の額を前提として、中期的に林退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目標とする。

<実績>

- ① 平成 22 年度決算の概要については、期末運用資産残高 134 億 64 百万円、運用収入は 1 億 36 百万円を計上し、決算運用利回りは 1.02 %であった。運用収入が前年度(2 億 92 百万円)と比較して減少した要因は、円高及び東日本大震災の影響も含めた市場の低迷による金銭信託の収益の減少(金銭信託収益 15 百万円)によるものである。(表 1)
この結果、当期総損失金は 9 百万円を計上し、平成 22 年度末の累積欠損金が 14 億 9 百万円に増加した。
- ② 資産運用の状況については、期末運用資産残高の内訳・構成比、資産別の利回りを記載している。(表 2)
- ③ 金銭信託のパフォーマンス状況については、2 資産(国内債券、国内株式)がベンチマークを上回り、外国債券がベンチマークを下回ったが、全体ではベンチマークを上回る結果(対ベンチマーク比+0.33%)となった。(表 3)
資産配分の状況については、いずれの資産も基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まっている。(表 4)
- ④ 以上、資産運用については、林退共制度の安定的な運営及び健全性の向上に必要な運用収益の確保を目標として、平成 22 年度中を通じて基本方針に定める基本ポートフォリオの資産配分に沿って、安全かつ効率を基本として適切に遂行した。

表 1 平成 22 年度決算の概要

区 分	概 要
期末運用資産残高 (期末資産残高)	13,464百万円 (13,615百万円)
運用収入	136百万円
運用費用	2百万円
決算運用利回り	1.02%

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 運用収入は、損益計算書の運用収入である。
3. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを運用資産の平均残高で除したものである。

表 2 資産運用の状況

(単位：百万円、%)

運用の方法等	平成 22 年度末				
	資産残高	構成比	時価 (参考)	決算 運用利回り	
自家運用	8,700	64.6	—	1.36	
有価証券	国債	2,714	20.2	2,803	1.36
	地方債	—	—	—	—
	政府保証債	4,385	32.6	4,562	1.54
	金融債	500	3.7	507	1.16
	小計	7,599	56.4	7,872	1.45
預金	短期運用	1,060	7.9	※	0.05
	普通預金	41	0.3	※	—
	小計	1,101	8.2	※	0.05
財政融資資金預託金	—	—	※	1.29	
委託運用	4,764	35.4	—	0.43	
金銭信託	4,223	31.4	4,223	0.35	
生命保険資産	541	4.0	※	0.74	
(有価証券信託)	(3,150)	(41.4)	—	0.04	
合計	13,464	100.0	—	1.02	

- (注) 1. 時価 (参考) 欄において、時価の把握ができないものについては※とした。
2. 決算運用利回りは、運用収益 (費用控除後) を平均残高で除したものである。
3. 短期運用は譲渡性預金である。
4. 有価証券信託は自家運用により取得した有価証券の信託による運用であり、内数である。また、構成比は有価証券小計に対する構成比である。
5. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況

委託運用（金銭信託）

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①－② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	1.86%	84.8%	1.81%	84.5%	0.05%
国内株式	－6.01%	9.2%	－9.23%	9.2%	3.22%
外国債券	－7.71%	6.0%	－7.54%	6.3%	－0.17%
合計	0.63%	100.0%	0.30%	100.0%	0.33%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
4. ②の構成比欄は、受託運用機関へ提示した構成比である。
5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
6. 委託運用（金銭信託）の資産区分ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
 - ・ 国内株式 TOPIX（配当込み）
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス（日本を除く、円換算）
7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用（有価証券・財政融資資金預託金）

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券等	1.44%	1.52%

- (注) 1. 決算運用利回りは、自家運用のうち預金を除いた数値である。
2. 参考指標はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率（総合：22年3月末～23年2月末の単純平均）である。

表 4 資産配分の状況

	基本ポートフォリオ		平成 22 年度末の実績	
	資産配分 a	乖離許容幅	資産配分 b	乖離幅 b-a
国内債券	95.6%	±2.0%	95.2%	-0.4%
国内株式	2.6%	±1.0%	2.8%	0.2%
外国債券	1.8%	±1.0%	2.0%	0.2%
合 計	100.0%	—	100.0%	—

<委員からの評価コメント>

■<A委員>

特にコメントはありません。

○<B委員>

運用の遂行は適切になされている。

累積欠損金 1,409 百万円の解消に向け努力が必要。

(回 答)

累積欠損金解消計画に基づき、今後とも安全かつ効率を基本として、制度の健全性の向上に必要な収益の確保に努力してまいります。

委託運用のパフォーマンス状況において、外国債券がベンチマークを下回っている。

(回 答)

金銭信託の運用受託機関については、「資産運用の基本方針」に基づき定量評価に定性評価を加えて総合的に評価することとしております。定量評価については、複合ベンチマークとの比較に基づく超過収益率による評価を実施しているところです。

◎<C委員>

累積欠損金が増加した点は残念である。

(回 答)

累積欠損金の増加については、22年度決算は資産運用利回りが1.02%と予定運用利回りの0.7%を上回る収益を確保しております。しかし、事務費として交付されていた運営費交付金が22年度から廃止されたことから、事務費の削減に努めましたが、事務費の大半を給付経理が負担することを余儀なくされ、これが要因で累積欠損金が増加する結果となっております。今後は、24年度から予定されている「清退共と林退共の業務運営の一体化」によりさらに事務費を削減し、給付経理の負担軽減に努めることとしています。

マイナス値とはいえ、国内株式のパフォーマンスが良かった点は評価できるが、そもそもこの規模で株式運用が必要か否かを再検討する必要がある。

回答)

基本ポートフォリオについては、当資産運用評価委員会の資料の2.基本ポートフォリオに記載がありますように、21年度決算を反映した内部要因(リスクバッファ)と新たな経済予測に基づく外部要因(期待リターン、リスク、相関関数)の見直しによる検証を行い、昨年12月開催の資産運用検討委員会に諮り委員からの助言を頂き、その助言により現行ポートフォリオを継続することとしたところであります。

なお、資産運用の基本方針において「基本ポートフォリオは毎年検証することとし、必要に応じて見直しを行う」としていることから、検証結果を検討委員会に諮り助言を得たうえで、必要に応じ見直しを行うこととしています。

◆<D委員>

特にコメントはありません。

★<E委員>

林退共資産の運用については、基本方針に定める基本原則、運用の目的に基づき、運用の目標の達成に向けた運用の遂行が市場の状況を踏まえて適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、制度の安定的な運営を図るため、適切に行われることが期待される。

2 基本ポートフォリオ

【基本ポートフォリオに基づく資産配分がなされているか】

【基本ポートフォリオの検証が適切になされているか】

平成 15 年 10 月 1 日策定の基本ポートフォリオ

(I - 4 (2))

[資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

平成15年10月1日策定の基本ポートフォリオ

	(%)			
	国内債券	国内株式	外国債券	合計
資産配分	95.6	2.6	1.8	100.
乖離許容幅	±2.0	±1.0	±1.0	

(注1)国内債券には財政融資資金預託金、生命保険資産、新株予約権付社債、短期資産を含む。

(注2)この基本ポートフォリオの期待収益率は1.67%、標準偏差は0.89%となっている。

(注3)この基本ポートフォリオは、5年程度の中長期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。

(注4)この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、また、中退法施行令第10条に定める退職金の額の見直し等の状況にも対応し、必要に応じて見直しを行う。

平成 17 年 9 月 30 日の基本ポートフォリオ検証結果

(別紙)基本ポートフォリオの期待収益率等について

平成17年9月30日に基本ポートフォリオを検証した結果、その期待収益率及び標準偏差は以下のとおりとなっている。

期待収益率 1.52% 標準偏差 1.43%

平成 22 年 12 月 27 日変更の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

[資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

	(%)			
	国内債券	国内株式	外国債券	合計
資産配分	95.6	2.6	1.8	100.0
乖離許容幅	±2.0	±1.0	±1.0	

(注1) 国内債券には財政融資資金預託金、生命保険資産、新株予約権付社債、短期資産を含む。

(注2) 平成 22 年度にこの基本ポートフォリオを検証した結果、その期待収益率は 1.32%、標準偏差は 0.55%である。

(注3) この基本ポートフォリオは、平成 15 年 10 月 1 日に、5 年程度の中期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。

(注4) この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、また、中退法施行規則令第 10 条に定める退職金の額の見直し等の状況にも対応し、必要に応じて見直しを行う。

<実績>

【基本ポートフォリオに基づく資産配分】

- 基本ポートフォリオに定める資産配分割合を乖離許容幅の範囲内で維持しうるよう管理表を作成し、月次管理を実施した。この結果、評価期間中の資産配分実績は、乖離許容幅の範囲内で推移した。

【基本ポートフォリオの検証】

- 平成 22 年度の検証は、内部要因の見直しとあわせ外部要因の見直しによる検証を行った。結果、現行基本ポートフォリオは効率的フロンティアに近く効率的なポートフォリオであることが確認でき、ショートフォール確率は平成 17 年 9 月 30 日検証時と比べ 5 年累積ベースで小幅悪化したが、リスクバッファは増加しており、財務内容は改善していることから現行の基本ポートフォリオを継続する結論を得た。新たな外部要因推計値を用いた期待収益率は 1.32%、標準偏差は 0.55%となった。
- 以上の検証結果を平成 22 年 12 月 24 日に開催した資産運用検討委員会に諮り委員の助言を得た。その助言により現行基本ポートフォリオを継続することとした。

<委員からの評価コメント>

■<A委員>

特にコメントはありません。

○<B委員>

基本ポートフォリオに基づき資産配分は適切になされている。
基本ポートフォリオの検証も適切になされている。

◎<C委員>

評価できる。

◆<D委員>

(評価委員会の範疇を超えますので単なる感想ですが・・・)基本ポートフォリオの見直しを実施しているが、リーマンショック後のこれほどの環境変化にも関わらず前回の資産配分比率とあまり変わらない、というのは現在の環境変化が短期的なものであると見ている為なのでしょうか。今般の環境変化は改めて基本ポートフォリオ自体を問うことになるのでしょうか(これは他の事業に関しても同様の感想です)。

(回答)

基本ポートフォリオは毎年度検証することとしており、22年度の検証については、外部要因の期待収益率については、現在の運用環境を踏まえ、今後5年間の経済予測等に基づき推計、リスク・相関係数については、過去10年間のヒストリカルデータから算出しています。今回採用した数値(外部コンサルタントに委託)は、5年前に採用した数値に比べ、期待収益率は各資産とも若干上昇、リスクについては、債券資産は低下、株式資産は上昇という傾向にありましたが、この数値を用いて効率的フロンティアを計算した結果、現行基本ポートフォリオは、効率的フロンティアに極めて近い組み合わせであることが確認できております。

★<E委員>

基本ポートフォリオに基づく資産配分及びその検証は、適切に行われていると評価できる。
今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

3 情報公開

【資産運用に関する情報公開が十分に行われているか】

(I-6)

[資産運用の基本方針の規定]

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

<実績>

- ① 資産運用に関する情報は、機構ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む)、資産運用結果に対する評価、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を公開している。
- ② 外部の専門家で構成する委員会に関する情報は、新たに資産運用評価委員会、資産運用検討委員会の資料及び議事要旨等を公開している。
- ③ その他の関連する情報は、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を公開している。

<委員からの評価コメント>

■<A委員>

特にコメントはありません。

○<B委員>

資産運用に関する情報公開に積極的に取り組んでいる。

引き続き積極的な情報公開の姿勢を保持されたい。(共通)

(回答)

今後とも情報公開に努めてまいりたい。

◎<C委員>

評価できる。

◆<D委員>

特にコメントはありません。

★<E委員>

資産運用に関する情報公開は、十分行われていると評価できる。今後とも、適切で、わかりやすい情報公開が期待される。

4 自家運用の遂行

【基本方針に定める基本的投資スタンスが遵守されているか】

【リスク管理が適切になされているか】

(Ⅱ-2)

[資産運用の基本方針の規定]

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。
- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、原則として自家運用における債券保有総額の10%を超えないこととする。
- ③ 信用リスクを管理する観点からは、金融債、財投機関債、社債券(特定社債券を含む。)及び円貨建外国債の取得は指定格付け機関の一からA格以上を取得しているものとする。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留意しつつ、厳格に個別管理する。

<実績>

【基本的投資スタンスの遵守】

- ・ バイ・アンド・ホールドの原則を踏まえた長期・安定的な債券投資を継続した。また、保有債券の売却は行っていない。

【リスク管理】

- ・ 同一の発行体が発行した債券の保有総額制限の対象となる投資はなく、また、格付け制限の対象となる債券の取得及び保有はなかった。

<委員からの評価コメント>

■<A委員>

特にコメントはありません。

○<B委員>

基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されている。

リスク管理は適切になされている。

◎<C委員>

評価できる。

◆<D委員>

特にコメントはありません。

★＜E委員＞

自家運用に関し、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切に行われるよう期待される。

5 委託運用

(1) 金銭信託

【受託機関の選定・評価が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか】

【受託機関のシェア変更が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか】

【受託機関の資産管理・運用状況の把握が適切になされているか】

(Ⅲ-1(1)、(2)、(3)、(4))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル、手法を勘案して受託運用機関を選定し、それぞれの受託運用機関に本基本方針及び運用ガイドラインに基づく運用を指示する。

受託機関の選定に当たっては、当該受託機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②年金性資金運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル、手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金性資金運用の経験、実績等を十分審査する。

(2) 受託機関の評価

林退共本部は、受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、3～5年の委託期間を原則とする。

① 定量評価

定量評価に当たっては、各受託運用機関のファンド毎の時間加重収益率及び修正総合利回りを、各受託運用機関との間で取り決めた資産構成に基づいて計算された複合市場平均収益率(複合ベンチマーク)と比較する。あわせて、各資産別に、同一のベンチマークによって、対象とする受託運用機関毎に比較する。

② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力の項目とし、運用スタイル、手法と実際の投資行動との整合性について検証する。あわせて、報告書やミーティングを通じて、林退共本部のニーズの把握状況や年金性資金運用に対する理解と関心について評価を行う。

(3) 受託機関のシェア変更

① 林退共本部は、評価結果に基づいて、受託運用機関への資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行う。

② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

③ 市場価格の大幅な変動により、林退共本部全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、受託運用機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除等を行うことがある。

④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は林退共資産管理上必要が生じた場合には、林退共資産の安全性確保のため、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

(4) 受託機関の責務及び目標

⑥ 受託機関は、ポートフォリオの運用状況を中心とした林退共資産の管理に関する報告

書(残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等)及び林退共資産の運用に関する報告書(パフォーマンス状況、運用方針等)を、少なくとも四半期毎に林退共本部へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、林退共本部からの指示を受ける。

以上の他、林退共本部の指示に従い報告を行う。

- ⑦ 林退共本部と受託運用機関は、原則として四半期毎にミーティングを行い、林退共資産の運用状況及び運用成果並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。

その他、林退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

<実績>

【選定】

- ・ 新たな受託運用機関の選定は行っていない。

【評価】

- ① 定量評価については、複合ベンチマークとの比較に基づく超過収益率による評価を実施した。超過収益率については、資産配分効果、個別資産効果、その他効果に分類して評価を実施した。併せて各資産別にベンチマークとの比較に基づく受託運用機関毎の超過収益率とその要因分析を行った。
- ② 定性評価については、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力、林退共本部のニーズの把握状況及び年金性資金運用に対する理解と関心の7項目から成る定性評価シートにより、年度上期と下期の評価を実施した。
- ③ 定量評価に定性評価を加えた総合的な評価は、資産運用委員会において審議し、適切なものと判断している。

【シェア変更】

- ① 運用実績等の評価に基づく受託運用機関のシェア変更はなかった。

【資産管理・運用状況の把握】

- ① 各受託機関に対し、「資産運用ガイドライン」を交付し、その遵守を徹底させている。平成22年度において、ガイドライン等に抵触する事案はなかった。
- ② 資産の運用及び管理に関する報告書は、適切に作成され、遅滞なく提出されている。
- ③ 平成22年度は5月(21年度第4・四半期分)及び8月、11月、1月にそれぞれ四半期ごとの運用環境と運用実績、要因分析等の報告及び今後の運用環境の見通し、運用方針等の説明を受けるため、定例のミーティングを実施した。
- ④ 定例のミーティングにおいて、リスク管理指標(トラッキングエラー)を把握し、受託機関のリスク管理に努めている。

<委員からの評価コメント>

■<A委員>

特にコメントはありません。

○<B委員>

受託機関の選定・評価およびシェア変更は、基本方針に定めた基本に基づき、手続きは適切に行われている。

受託機関の評価は定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行うなど適切に行われている。

◎<C委員>

評価できる。

◆<D委員>

特にコメントはありません。

★<E委員>

委託運用に関し、受託機関の評価、資産管理、運用状況の把握は適切におこなわれていると評価できる。期間中に行われなかった受託機関の選定、シェア変更を含め、今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

(2) 生命保険資産

【受託機関の選定・評価が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか】

【受託機関のシェア変更が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか】

(Ⅲ-2(1)~(3))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 生命保険会社の選定

信用ある格付け機関の格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率等を考慮し、選定する。

(2) 生命保険会社の評価

財務格付け、ソルベンシーマージン比率等による健全性、保証利率、特別配当の有無並びに林退共資産の管理に係る事務量等を評価する。

(3) 生命保険会社のシェア変更

(2)の評価により必要に応じてシェアの変更を行う。

<実績>

【選定】

- ・ 新たな生命保険会社の選定は行っていない。

【評価】

- ・ 生命保険資産の評価は、格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率及び事務
量等について実施した。

【シェア変更】

- ・ 評価によるシェアの変更は行っていない。

<委員からの評価コメント>

■<A委員>

特にコメントはありません。

○<B委員>

受託機関の選定・評価、シェア変更は適切に行われている。

◎<C委員>

評価できる。

◆<D委員>

特にコメントはありません。

★<E委員>

生命保険資産の評価は、適切に行われていると評価できる。期間中に行われなかった新たな生命保険会社の選定及びシェア変更を含め、今後とも適切に行われるよう期待される。

(3) 有価証券信託

【受託機関の選定・評価が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか】

【受託機関のシェア変更が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか】

(Ⅲ-3(1)、(2))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定及び評価

有価証券信託については、林退共本部が信託する有価証券(以下「信託有価証券」という。)の保全のため、受託機関の健全性を重視して選定し、貸出稼働率・収益率等を実評価することとする。

(2) 信託有価証券の払戻

(1)の評価に基づき必要に応じて信託有価証券の払戻を行う。

<実績>

【選定】

- ・ 新たな受託機関の選定は行っていない。

【評価】

- ① 有価証券信託の評価は、財務状況、貸出稼働率、収益率等について実施した。
- ② 評価に基づく払戻は行っていない。

【その他】

- ・ 金融危機以降受託運用機関に対して指示した「(ア)貸出先を国内系金融機関に限定する」、「(イ)貸出期間を短縮(すべて1ヶ月未満)する」ことについては、リスク管理上の観点から平成22年度も継続して実施した。

<委員からの評価コメント>

■<A委員>

特にコメントはありません。

○<B委員>

受託機関の選定・評価、シェア変更は適切に行われている。

◎<C委員>

評価できる。

◆<D委員>

特にコメントはありません。

★<E委員>

有価証券信託の受託機関に対する評価は、適切に行われていると評価できる。期間中に行われなかった受託機関の選定、シェア変更を含め、引き続き適切に行われるよう期待される。なお、貸し出し制限については、今後の状況を見つつ、適切に対処されることが必要である。

6 運用管理体制

【運用体制の整備・充実がなされているか】

【資産運用委員会等の運営が適切になされているか】

(IV-1、2、3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 運用体制の整備、充実

- ① 資産運用に係る業務は林退共本部の業務課が執行する。
- ② 同課では、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、資産運用の専門的知識を持った人材の育成に努める。あわせて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努める。

2. 資産運用委員会の設置

林退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

3. 資産運用検討委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、助言を得ることを目的として、外部の専門家で構成する資産運用検討委員会を設置する。

<実績>

【運用体制の整備、充実】

- ① 平成19年度より管理者と運用者を分離し、資産運用業務を行っている。
- ② 最少の人員による組織体制ではあるが、担当職員を勉強会及びセミナーに参加させることにより、資産運用に係る基礎知識の習得に努めている。
- ③ 運用の理論、方法、商品などに係るレポート等を入手の都度、運用担当職員が閲覧することにより、資産運用を取り巻く環境の変化等の状況を把握するなど、専門的知識の獲得に努めた。
- ④ 他の事業本部が四半期ごとに開催する資産運用委員会に出席し、情報収集に努めた。

【資産運用委員会の運営】

- ① 資産運用委員会は、四半期毎に開催し運用実績の報告、運用計画及び個別の課題について審議を行うほか必要に応じ臨時に開催し、案件の審議を行っている。
- ② 資産運用検討委員会に基本ポートフォリオの検証結果を諮り、助言を得た。
- ③ 基本ポートフォリオの検証結果については、資産運用検討委員会の助言に基づき

資産運用委員会にて審議した。

<委員からの評価コメント>

■<A委員>

特にコメントはありません。

○<B委員>

運用体制の整備・充実に意を用いていることには評価できる。今後とも人材育成に努められたい。(共通)

(回答)

今後とも資産運用に係る知識の習得に努めてまいりたい。

資産運用委員会等の運営は適切になされている。

◎<C委員>

評価できる。

◆<D委員>

特にコメントはありません。

★<E委員>

資産運用委員会と資産運用検討委員会の関係があいまいである。最終的には、どちらで決定するかをかき分ける必要があるのではないか。

(回答)

「資産運用委員会」は、運用の基本方針及び運用計画等余裕金の運用に関する重要事項を審議し、運用管理体制の強化と責任体制の明確化を図ることを目的として設置し、担当役職員で構成する委員会です。

「資産運用検討委員会」は、基本ポートフォリオの作成等運用の基本的事項に関して外部の専門家の助言を得るための委員会です。

ご指摘の基本ポートフォリオについては、資産運用検討委員会の助言に基づき、資産運用委員会において審議し、理事会で決議することとなっております。

運用体制の整備充実は、最小限の組織体制の中では、適切に行われており、資産運用委員会等の運営も適切に行われていると評価できる。今後引き続き適切に行われるよう期待される。

なお、運用体制の整備については、各事業部門との連携を強化し、規模の小さい事業部門

の体制が十分な対応ができないことのないよう、引き続き努力する必要がある。